

## アルバイトとして働く高校生のみなさんへ

高校生のみなさんがアルバイトとして働く場合でも、労働基準法などの労働者保護を定めた法律が適用されます。実際に働いてみて困るようなことがないように、以下のポイントを覚えておきましょう。

### ○ 労働条件の明示

労働者を使用する会社や個人経営者（以下「使用者」と言います。）は、アルバイトであっても労働契約を締結する場合には、労働条件を明示する必要があります。とくに労働時間（始業、終業時間）や賃金（賃金の額、締切日や支払日）などの取り決めについては、書面で通知を受けトラブルの防止を図ることが必要です。（労働基準法第15条）

### ○ 労働時間・休憩時間・休日

原則として、1週間の労働時間は40時間、1日の労働時間は8時間を超えてはいけません。

労働時間が6時間を超える時には、使用者は途中で45分以上の休憩時間を与えなければなりません。

（労働基準法第32条、第34条参考）

使用者は原則として休日は毎週1日与えなければなりません。（労働基準法第35条）

### ○ 時間外・休日・深夜労働の禁止

使用者は満18歳未満の年少者に時間外労働や休日労働を行わせてはいけません。同じく、午後10時から翌日午前5時までの深夜時間帯に働かせてはなりません。（労働基準法第60条）

### ○ 危険有害業務の就業制限

使用者は、満18歳未満の年少者に、法律で定められた危険又は有害な業務に就かせてはいけません。また、バーなどの特殊な接客業における業務に就かせることも禁止されています。（労働基準法第62条、第63条）

### ○ 労働災害補償

アルバイトであっても、仕事や通勤の途中でけがなどをした場合には、労災保険による補償が受けられます。（労働者災害補償保険法）

### ○ 最低賃金

使用者は、アルバイトに対しても最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。平成23年10月1日現在の神奈川県の下賃金額は時間額836円となっています。（最低賃金法第4条）

詳しくは、神奈川労働局労働基準部監督課（TEL045-211-7351）、又は最寄りの労働基準監督署にお問い合わせください。

**神奈川労働局労働基準部**

（ホームページ <http://kanagawa-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp>）